

## 新潟局社員の兼務発令

### 1 対象社員

5月4日に新潟局社員となる

- (1) 郵便部に配属予定の正社員（計画担当の3名を除く）・・・23名
- (2) 総務部社員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5名

### 2 兼務する部

輸送ゆうパック部

### 3 兼務業務内容

ゆうパック区分作業等

### 4 兼務が必要な理由

#### (1) 深夜勤社員

- ア 輸送ゆうパック部の期間雇用社員について、深夜勤と日勤の勤務時間帯の間に空白時間が生じ、その間に小包区分機を稼働させられるだけの要員配置が輸送ゆうパック部所属社員だけでは賅えないことが想定される。
- イ 早朝に管外から到着した下2号便で差立すべき要処理ゆうパックが空白時間の間に滞留し、日勤での作業では結束に間に合わなくなることが想定される。
- ウ 郵便部の深夜勤務社員で業務に余裕がある社員に小包区分機を稼働させ、早朝に管外から到着した下2号便で差立すべき要処理ゆうパックの処理を行う。

#### (2) 日勤社員

- ア 通常及び特殊担当の日勤の午後の時間帯については、計画配送郵便物等の処理が少ない場合、作業に手隙が生じることが想定される。
- イ 輸送ゆうパック部の午後の時間帯では、大口事業所からのゆうパックが大量に到着し全国差立に向けた区分処理を行わなければならないが、輸送ゆうパック部所属社員だけでは賅えないことが想定される。
- ウ 通常及び特殊担当の日勤社員の午後の一部、必要な時間帯のみ小包区分機を稼働させ、大口事業所からの差立すべき要処理ゆうパックの供給・積込作業等を行うことにより、結束に間に合わせる。

### 5 その他

- (1) 対象社員に対しては、実際に業務を行う前に訓練を実施する（ゆうパック区分業務を行える社員を除く。）
- (2) 6月19日に新潟局に異動予定の社員については、開局後の業務状況により判断する。

以上

